

30 豊建商商第40-2号
平成30年 7月27日

豊前市監査委員 初山 吉治 様
豊前市監査委員 平田 精一 様

豊前市長 後藤 元秀
(商工課)

定期監査等の結果について(回答)

平成30年5月に実施されました定期監査等においてご指摘いただきました事項について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 消費生活相談強化業務委託について

消費生活相談の電話受付業務を委託して年間100人あまりの相談者に対し、内容を取りまとめ相談員のスケジュール調整を行っている。今後は、業務のより一層の費用対効果を考え、成果品の内容や契約の履行について定期的に確認し、併せて消費者が悪質商法で被害を受けまいようホームページや市報等で注意喚起されたい。

また、消費者の苦情や相談内容が、相談員に円滑につなげられるよう請負業者と相談員との情報を密に共有されたい。

【措置内容】

ご指摘の消費生活相談の受付業務に関して、現在は受付の際に相談の概要を相談員に引き継ぐこととしています。業務の特性上、個人情報保護の必要性もあるため、請負業者と本課、相談員の情報共有が密になるよう協議をおこないます。

また、注意喚起に関しても相談員と協議しながら内容を決定し、消費者の安全確保に努めます。

2. 中小企業融資制度について

市内4銀行にそれぞれ700万円ずつ預託しているが、平成29年度の利用実績は0件であった。中小企業の事業資金の融資については、平成30年4月から融資期間の延長や貸付利率の引き下げなどにより融資が受けやすくなっているが、今後は、中小企業の融資に対する要望を聴取し、更なる支援方法を検討し、中小企業融資制度が有効的に活用できるように努められたい。

【措置内容】

ご指摘いただいた融資制度に関して、利用しやすいよう見直しをおこなってきたところではございますが、融資委員会や関係団体とも協議しながら、さらなる支援方法を検討していきます。

3. 工業用地の活用について

現在、売却する工業用地はないが、本来の工業用地としての活用をしていない土地の使用が見受けられた。その工業用地は、10年間の賃貸借契約を締結している。

今後は、工業用地の需要の動向を把握し、社会情勢の変化等を注視しながら、市民の雇用確保と市外への人口流出を防ぐため、本来の目的に合った工業用地の活用に努められたい。

【措置内容】

ご指摘の工業用地の賃貸借契約については、5年の賃貸借契約を締結しており、双方申し入れがなければ、5年間同一条件で自動更新する契約となっております。

この賃貸借契約については、企業より豊前市進出の要望を受け、豊前市企業誘致委員会にて協議頂き誘致を決定している状況であり、償却資産の耐用年数が20年以上となっております。今後は、企業と協議しながら本市にとってより良い活用方法について検討してまいります。

4. 豊前地区職業訓練協会管理運営事業補助金について

人件費相当の補助金を支出しているが、平成28年度決算書において、当該年度に余剰金が発生し、翌年度繰越金が発生している。

今後は、補助金が目的に従って使用されているか、交付条件が遵守されているか、及び補助の効果が確保されているかなど実績報告書や付属書類を精査し、適正な補助金の金額について検討されたい。

【措置内容】

ご指摘の豊前地区職業訓練協会事業の適正な補助金について、今後は決算書に基づき適正な補助金の活用及び金額について協会と協議を行い指導してまいります。

また、施設の修繕について大規模な修繕については本市で行っておりますが、簡易的な修繕については協会で行っていただいております。施設は昭和 57 年建設で老朽化が進んでおり修繕箇所も増えておりますので、協会と協議しながら行っていきたいと考えております。

5. 職業訓練センター賃貸借契約について

職業訓練センターの副会長と賃貸借契約をしているが、会長(=市長)の委任状は契約書に添付されていなかった。また、賃貸借料の納付方法と期限について不適切な面が見られた。今後は、センターの補助金と同様に会長から委任状をとり、納付期限については、契約書に則った適正な事務処理に努められたい。

【措置内容】

ご指摘の職業訓練センターの賃貸借契約について、会長の委任状を添付するように改善致します。また、賃貸借料の納付方法等につきましても使用者と協議し改善するように致します。

6. まちなか交流センター指定管理者について

事業実績報告書について、具体的なイベントの日付や内容などが不明確なもの、決算報告書についても使用料収入はあるが、利用状況が不明確なものが見受けられた。

実績報告書については、公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 9 条と協定書及び仕様書との整合性をとり、提出させる必要がある。また、まちなか交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規程に則り、利用申請書の受付や利用許可書の交付についても確認を行い、利用料金が適正に収納されていることも確認されたい。

【措置内容】

ご指摘いただいた指定管理について、まちなか交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定に則った運営を行っているか確認し、決算報告書および利用申請、利用料金の整合性がとれるよう必要に応じて指導を行います。

7. 起案文書について

今回の監査では、起案文書に決裁日、施行日、施行方法、廃棄日のないものが散見された。豊前市文書管理規程及び総務課より通知されている「文書起案の注意事項」に則り適切な事務処理に努められたい。

【措置内容】

ご指摘の起案文章の事務処理については、豊前市文章管理規定及び「文章起案の注意事項」に則り適切に処理するように改善致します。

8. 契約事務について

(1) 契約保証金免除について

契約書の契約保証金を免除する場合の適用条項のないものが見受けられた。

契約保証金を免除する場合においては、財務規則第 116 条各号いずれかの要件を満たすものであることを書面等で確認し、その適用条項を契約書において明確にしておく必要がある。

また、契約保証金は契約上の義務の履行を確保するために徴する担保という性質を有していることから、契約保証金又はこれに代わる担保が納付又は提供されない場合は、財務規則第 118 条に規定されている損害を補償させる措置である違約金条項を設ける必要があると思われる。適正な事務処理となるよう必要な措置を講じられたい。

【措置内容】

ご指摘の契約保証金免除については、商工課で締結している契約書を精査し、豊前市財務規則第 116 条（契約保証金の減免）に基づき契約書の見直しを行うよう改善致します。

(2) 長期継続契約について

長期継続契約とは、法第 234 条の 3 の規定に基づき条例で定めたものについて債務負担行為を設定しなくても複数年契約を締結することができるものである。

今回の監査において、賃貸借契約書に長期継続契約である記載がないものが見受けられた。長期継続契約は、予算の単年度主義の特例であることから契約書の記載に不備のないよう十分注意されたい。

【措置内容】

ご指摘の長期継続契約について、商工課で締結している賃貸借契約を精査し、長期継続契約については、契約書の見直しを行うよう改善致します。

9. 備品台帳の整備について

平成 28 年度に課が新設された時点から備品台帳がないため、早急に備品台帳を整備する必要があります。また、指定管理であるまちなか交流センターの備品についても定期的に現品と台帳を照合し、備品を購入する際や廃棄する際は必ず台帳に記載し、備品の管理が軽視されないことがないよう、効果的な財産の管理に努められたい。

【措置内容】

ご指摘の備品台帳の整備について、平成 28 年度にまちづくり課から商工課が新設された際に備品台帳を分割していない状況です。よって、以前の備品台帳から現品を照合し、商工課の備品台帳を早急に作成し備品を適正に管理いたします。